

令和6年度報酬改定に伴う介護予防・日常生活支援総合事業の報酬の留意事項について

1. 訪問型サービス(独自)の区分について

○標準的なサービス

⇒生活援助をしつつ、利用者の個々の状況により、少しでも身体介護を実施した場合。

○生活援助が中心である場合

⇒身体介護以外の訪問介護。掃除、洗濯、調理などの日常に必要な援助のみ実施する場合

○短時間の身体介護が中心である場合

⇒20分未満の身体介護を実施した場合。

訪問介護(通院等乗降介助以外)の考え方と同様。

○このように区分が変更となった理由

介護保険最新情報 vol.1222 P6 より引用

このため、訪問型サービスについては、指定訪問介護の「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」の区分を一本化した区分を定めるとともに、1回当たりの単位数については、高齢者の選択肢の拡大の観点から、一部当該区分と同様の区分を設けているものであり、特に生活援助中心型の単位数を算定するに当たっては、要支援者等のできることを阻害することのないよう留意すること。

○標準的なサービスにおける身体介護とは？

- ・見守りの援助が必要な場合※
- ・身体介護が必要な場合

※見守りの援助については、

介護保険最新情報 Vol.637「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」を参照。

2. 訪問型サービス(独自)の単位数について

○サービス内容と時間によって1回の単位数異なる

標準的なサービス	287 単位
生活援助(20 分以上 45 分未満)	179 単位
生活援助(45 分以上)	220 単位
短時間の身体介護	163 単位

○月当たり上限単位数が規定されている

上限単位数 3,727 単位/月

例1) 週1回程度の標準的なサービス(該当月の利用予定回数 5回)と、生活援助(45分以上~~20分以上~~
~~45分未満~~)を組み合わせ利用計画をする場合

① 生活援助(45 分以上 ~~20 分以上~~~~45 分未満~~)を10回利用する計画の場合

$1,176 \text{ 単位} + 220 \text{ 単位} \times 10 \text{ 回} = 3,376 \text{ 単位} < \text{上限 } 3,727 \text{ 単位}$

上限を超えないため計画**可能**。

② 生活援助(45 分以上 ~~20 分以上~~~~45 分未満~~)を12回利用する計画の場合

$1,176 \text{ 単位} + 220 \text{ 単位} \times 12 \text{ 回} = 3,816 \text{ 単位} > \text{上限 } 3,727 \text{ 単位}$

上限を超えるため計画**不可**。

単位数上では上限単位数まで利用することは可能ですが、利用者本人の自立支援・重度化防止につながる利用計画をお願いします。

(注意)回数の上限は規定されていないが、これまでと同様、

・要支援1、事業対象者の場合 標準的なサービスは週1～2回

・要支援2の場合 標準的なサービスは週1～3回

の利用を想定している。

○請求について

請求は、サービス提供実績(計画ではない)によって行う。

例2) 毎週水曜日に「週1回程度の標準的なサービス」の利用を計画していた場合

① 該当月に水曜日が5回あり、毎週利用した場合。

(正) 1,176 単位 (月額単位で請求)

(誤) $287 \text{ 単位} \times 5 \text{ 回} = 1,435 \text{ 単位} > 1,176 \text{ 単位}$

名取市は回数制を導入しているが、回数で計算した場合より、月額の単位数が小さい場合は月額
の単位で請求。

② 該当月に水曜日が5回あったが、本人の都合により1回利用しなかった場合。

(正) $287 \text{ 単位} \times 4 \text{ 回} = 1,148 \text{ 単位}$ で請求。

(誤) $1,176 \text{ 単位} > 1,148 \text{ 単位}$

3、ケアプラン等の変更について

現在のケアプランに記載がないにもかかわらず、上記の標準的なサービスを行っている場合には、必ず利用者に説明・同意を得た上で当該単位で算定してください。加えて「支援経過記録」に、利用者にいつどのような説明を行ったか分かるように記録してください。

次のモニタリング時には必ずケアプランに「サービス提供内容(生活援助のみか、身体介護を含むか)」「提供時間の見込」を記載するようお願いします。

参考:介護保険最新情報 Vol.637「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」より引用

〇1-6 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助

- ベッド上からポータブルトイレ等(いす)へ利用者が移乗する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う。
- 認知症等の高齢者がリハビリパンツやパット交換を見守り・声かけを行うことにより、一人で出来るだけ交換し後始末が出来るように支援する。
- 認知症等の高齢者に対して、ヘルパーが声かけと誘導で食事・水分摂取を支援する。
- 入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む)
- 移動時、転倒しないように側について歩く(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る)
- ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心に必要な時だけ介助)
- 本人が自ら適切な服薬ができるよう、服薬時において、直接介助は行わずに、側で見守り、服薬を促す。
- 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う掃除、整理整頓(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)
- ゴミの分別が分からない利用者と一緒に分別をしてゴミ出しのルールを理解してもらう又は思い出してもらうよう援助
- 認知症の高齢者の方と一緒に冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。
- 洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。
- 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行うベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う衣類の整理・被服の補修
- 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う調理、配膳、後片付け(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)
- 車イス等での移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助
- 上記のほか、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うもの等であって、利用者と訪問介護員等がともに日常生活に関する動作を行うことが、ADL・IADL・QOL向上の観点から、利用者の自立支援・重度化防止に資するものとしてケアプランに位置付けられたもの

通所型サービス(独自)についても、名取市では、従来通り、回数制、サービス提供実績による請求を導入しておりますので、請求の際は、上記例2を参照願います。